

越谷保育専門学校研究紀要規程

平成 25 年 6 月 11 日制定

(名称)

第 1 条 研究紀要の名称を「越谷保育専門学校研究紀要」とする。

(目的)

第 2 条 越谷保育専門学校（以下、「本校」）の教育・研究活動の成果を発表し、学問、教育、文化の発展に寄与すること。

(発行)

第 3 条 研究紀要は、原則として年 1 回発行する。

(編集)

第 4 条 研究紀要の編集は、本校紀要委員会が行う。

(投稿資格)

第 5 条 研究紀要の投稿者は、本校教職員（非常勤講師を含む）およびその他校長が認めた者とする。

(原稿の種類)

第 6 条 投稿できる原稿の種類は、論文、実践報告、その他とし、未発表のものに限る。

(執筆要領)

第 7 条 原稿の執筆要領については、別に定める。

(修正)

第 8 条 提出された原稿については、紀要委員会の判断によって、著者に修正を求めることがある。

附則

この規程は、平成 25 年 6 月 11 日から施行する。

越谷保育専門学校研究紀要 第4号

発行 平成28年3月31日
編集・発行 学校法人ワタナベ学園 越谷保育専門学校
〒343-0023
埼玉県越谷市東越谷 3-10-2
TEL 048-965-4111
印刷 共立速記印刷株式会社
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-11-24
TEL 03-3234-5511 (代表)